



島根県報

平成27年6月30日（火）

号外第123号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

（中 小 企 業 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

- (1) 貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）
- (2) 商店街整備等支援事業の貸付対象事業に、次に掲げる計画に基づいて実施する事業であって知事が別に定める基準に適合するものを加えることとした。（別表関係）
 - ア 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画
 - イ 商店街活性化支援事業計画
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項高度化事業の内容の欄中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改め、同項利率（年利）の欄中「0.75パーセント」を「0.65パーセント」に改め、同表3の項利率（年利）の欄中「0.75パーセント」を「0.65パーセント」に改め、同表12の項高度化事業の内容の欄中「又は同号ハ」を「、同号ハ」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画」に改め、同表13の項利率（年利）の欄中「0.75パーセント」を「0.65パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。